議員提出議案第2号

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例(昭和42年条例第13号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年 3月18日

狭山市議会議長 東 山 徹 様

提出者 狭山市議会議員 手島秀美 賛成者 同 小谷野 剛 同 加賀谷 勉 同 齋 藤 誠 田中寿夫 同 田村秀二 同 同 中村正義 栗 原 武 同 同 猪股嘉直 同 尾崎忠也

提案理由

委員会審査の充実と効率化をはかるため、各常任委員会が所管する事務を改めたい ので、この案を提出するものである。 狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例(昭和42年条例第13号)の一部を次のように改正する。 第2条第1号ア中「(次号アに掲げる事項を除く。)」を削り、同号ウ中「次号イ、 ウ及びエ」を「次号ア」に改め、同条第2号中アを削り、イをアとし、ウからオまで を削り、力をイとし、キをウとし、同条第3号中「建設委員会」を「建設環境委員 会」に改め、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加え

ア 環境部の所管に関する事項

附 則

る。

この条例は、公布の日以後最初に行われる常任委員の改選の日から施行する。